が行われないものとして算定した当該年度分の元利償還金（元金償還金以外の支払を要しない繰上償還に係る地方債（当該地方債の借換債を除く。）については、当該繰上償還が行われないものとして算定した当該年度分の元金償還金）に相当する額と、当該地方債の借換債については当該借換債に係る当該年度分の元利償還金に相当する額」に、「特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法」を「特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法」に改め、同表第四十二号中「昭和五十五年度」を「昭和五十六年度」に、「第四十号」を「四十」に改め、同表第四十三号中「平成二十二年度まで」を「平成二十三年度まで」に、「並びに平成二十二年度」を「、平成二十二年度」に改め、「平成二十二年十一月二十九日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、一般公共事業、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般補助施設整備等事業、一般事業及び地方道路等整備事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額」の下に「並びに平成二十三年度において「平成二十三年度国の補正予算（第三号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十三年十二月二日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）及び「平成二十三年度国の補正予算（第四号）等に係る地方債の取扱いについて」（平成二十四年二月八日付け各都道府県財政担当課、市町村担当課及び各指定都市財政担当課あて事務連絡）のうち、公共事業等、学校教育施設等整備事業、社会福祉施設整備事業、一般廃棄物処理事業及び一般補助施設整備等事業に係る地方債で、総務大臣が指定したものに係る額」を加え、「第四十号」を「四十」に改め、同表第四十四号中「平成二年度から平成二十二年度まで」を「平成三年度から平成二十三年度まで」に、「並びに平成二十二年度において」を「、平成二十二年度において」に改め、「以下「平成二十二年度減収補**填**債」という。）」の下に「並びに平成二十三年度地方債同意等予定額について（平成二十四年二月二十二日付け総財地第三十八号、総財務第二十八号都道府県知事あて総務大臣通知及び総財地第三十九号、総財務第二十九号都道府県知事あて総務大臣通知）」に基づき平成二十三年度減収補**填**債の起債に係る同意等予定額として発行について同意又は許可を得た地方債（以下「平成二十三年度減収補**填**債」という。）」を加え、同表第四十五号中「平成二年度から」を「平成三年度から」に改め、同表第四十六号中「平成二年度から」を「平成三年度から」に改め、同表第四十七号中「平成二十二年度まで」を「平成二十三年度まで」に改め、同表第四十八号中「地方財政法第三十三条の五の四の規定により平成十五年度」を「地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の四の規定により平成十五年度」に、「特例交付金法第十三条の規定により平成十八年度」を「特例交付金法第十三条の規定により平成十八年度」に改め、同表第五十号中「平成二十二年度まで」を「平成二十三年度まで」に、「及び地方交付税法等の一部を改正する法律」を「、地方交付税法等の一部を改正する法律」に改め、「平成二十二年度臨時財政対策債」という。）」の下に「及び同項の規定により平成二十三年度において起こすことができることとされた地方債の額（以下「平成二十三年度臨時財政対策債」という。）」を加え、同項に次の一号を加える。

		千円
五十一	東日本大震災全国緊急防災施策債償還費	1　東日本大震災全国緊急防災施策に要する費用に充てるため平成二十三年度において発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十三年総務省告示第五百号により、緊急防災・減災事業債として同意又は許可を得たとみなされた学校教育施設等整備事業債（平成二十三年度補正予算（第一号）により追加された学校施設環境改善交付金事業に係る地方負担額）を含む。以下「平成二十三年度東日本大震災全国緊急防災施策債」という。）で総務大臣の指定するものの額
		2　組合が起こした1の地方債の額については、この表中四十の2の規定を準用する。

第七条第一項の表都道府県の項第一号を次のように改める。

(1)	国際戦略港湾	
(2)	国際拠点港湾	
(3)	重要港湾	
(4)	地方港湾	
一	港湾整備費	港湾における係留施設の延長

第七条第一項の表都道府県の項第四号中「昭和五十五年度から」を「昭和五十六年度から」に、「平成二十二年度まで」を「平成二十三年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(12)	平成二十三年度補正予算債	ア　公共事業等（平成二十三年度一般会計補正予算（第三号）等に係るものに限る。）に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十三年度都道府県八十・〇%分」という。） イ　アに掲げる事業以外の事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得たもの（以下「平成二十三年度都道府県五十・〇%分」という。）

第七条第一項の表都道府県の項第五号中「平成二年度から平成二十二年度まで」を「平成三年度から平成二十三年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(21)	平成二十三年度減収補**填**債	

第七条第一項の表都道府県の項第六号を次のように改める。

六	地域財政特例対策債償還費	地域財政特例対策のため平成三年度から平成五年度までの各年度において特別に発行を許可された地域財政特例対策債の額（別表第一において「平成三年度地域財政特例対策債」という。）

第七条第一項の表都道府県の項第七号中「平成二年度から」を「平成三年度から」に改め、同号(1)を削り、同号(2)を(1)とし、同号(3)から(7)までを同号(2)から(6)までとし、同項第八号中「平成二十二年度まで」を「平成二十三年度まで」に改め、同号に次のように加える。

(18)	平成二十三年度において発行について同意又は許可を得た財源対策債（以下この表及び別表第一において「平成二十三年度財源対策債」という。）	

第七条第一項の表都道府県の項第九号中「各年度の減収を補てん」を「各年度の減収を補**填**」に改め、同項第十一号を次のように改める。

(1)	平成十三年度臨時財政対策債		
(2)	平成十四年度臨時財政対策債		
(3)	平成十五年度臨時財政対策債		
(4)	平成十六年度臨時財政対策債		
(5)	平成十七年度臨時財政対策債		
(6)	平成十八年度臨時財政対策債		
(7)	平成十九年度臨時財政対策債		
(8)	平成二十年度臨時財政対策債		
(9)	平成二十一年度臨時財政対策債		
(10)	平成二十二年度臨時財政対策債		
(11)	平成二十三年度臨時財政対策債		
十一	臨時財政対策債償還費	臨時財政対策のため平成十三年度から平成二十三年度までの各年度において特別に起こすことができることとされた地方債の額	